

社会医療情報研究会 会則

(名称)

第 1 条 この会は、「社会医療情報研究会」(Social Association of Medical Information) (略称 SAMeI) という。

(事務所)

第 2 条 この会の事務局は、東京都港区赤坂 1-1-12 明産溜池ビル 3 階に置く。

(目的)

第 3 条 この会は、医療・保健・福祉・行政等の広い分野にわたる人材の参画を求め、人々の医療福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この会は、第 3 条の目的を達成するために、次に掲げる種類の事業を行う。

- (1) 薬剤師等への教育及び教育プログラムの開発
- (2) 薬剤師等へのコンサルティング
- (3) 医療福祉に係わる研修、セミナーのイベント企画、立案及び実施
- (4) 地域包括ケアにおける、各種行政機関関係者、各種医療・保健・福祉機関の関係者を対象とした連携の構築と、普及・啓発・交流活動
- (5) 地域包括ケアにおいて、薬剤師が多職種とともに果たす役割について紹介する広報活動
- (6) その他本研究会の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第 5 条 この会の構成員は、正会員、学生会員、賛助会員とする。

2 その会費及び資格は総会が定める。

(入会と会費)

第 6 条 会員として入会する者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申し込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。

第 7 条 会員は、この研究会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別に定める会費を納入しなければならない。なお、納入された会費は会員の退会においても返還しない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を出したとき
- (2) 本人が死亡し、又会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則等に違反したとき
- (2) この研究会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(総会)

第 11 条 この会の議決を行う機関として、総会を置く。

2 総会は正会員で構成し、正会員総数の 1/2 以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

3 総会は理事長が召集するものとし、毎年 1 回以上開催し、次の事項を議決する。

- (1) 年度事業計画及び予算
- (2) 年度事業報告及び決算の承認
- (3) 役員を選任
- (4) 本会の解散、合併に関する事項
- (5) 会員の除名に関する事項
- (6) その他、本会の運営に関する重要事項

(議事録)

第 12 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(役員)

第 13 条 この会に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 1 名以上

2 理事の内 1 名を理事長とし、1 人以上の副理事長を置く。

3 役員は総会で選任する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。権限、責務等は、総会が定める。

(役員職務)

第 14 条 理事は理事会を構成し、職務を執行する。

2 理事長は、理事会において選定する。

3 監事は、理事会の議決により、理事長が委嘱する。

4 監事は理事会、総会に出席し発言することができる。理事及び理事会が機能しない時は、総会を招集できる。

(理事会)

第 15 条 理事会は理事長が必要と認めたときに開催する。

議長は理事長が務める。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 理事会は理事総数の 1/2 以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

(議事録)

第 16 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(事業年度)

第 17 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とする。

(財産の管理)

第 18 条 この会の会計処理および管理方法は理事会が定める。

(会則の改正)

第 19 条 会則の改正は総会において正会員の 2/3 以上の賛成をもって決する。

(細則)

第 20 条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、理事会が定める。

(雑則)

第 21 条 この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第二版 平成 28 年 8 月 1 日改定